

労働保険料の納付は、口座振替が便利です。・・・・・・・・・・・・・・・・	1
平成 30 年度「県立 IT 短大」入学生募集について（推薦入学）・・・・・・・・	2
いばらき名匠塾・在職者訓練について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
水戸産業技術専門学校【総合実務科】受講生募集！！・・・・・・・・	4
平成 29 年度 職場意識改善助成金のご案内・・・・・・・・	5
労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！・・・・・・・・	6
平成 29 年度 両立支援等助成金のご案内・・・・・・・・	7
出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン・・・・・・・・	8
労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しよう・・・・・・・・	9
労働委員会の窓から・・・・・・・・・・・・・・・・	10～11
戦略分野雇用創造促進事業のご紹介・・・・・・・・	12
いばらき就職・生活総合支援センターのご案内・・・・・・・・	13
8 月、11 月は、いばらきワーク・ライフ・バランス推進キャンペーン期間です！・・・・・・・・	14
勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！・・・・・・・・	15

## 労働保険料の納付は、口座振替が便利です。

★一度登録すれば次の納期以降も自動継続されます。この機会に申し込みをお勧めします。★

### 1, 口座振替納付の特長

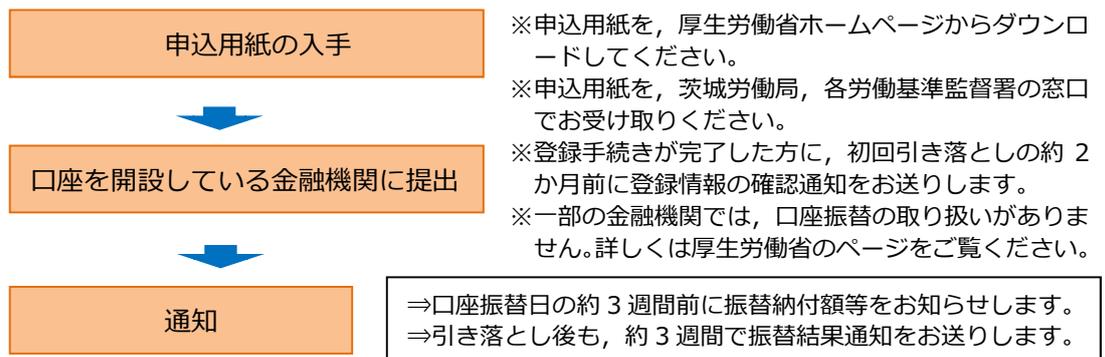
- ◆金融機関窓口に出向かずに納付ができます。  
忙しくて銀行に行く時間がない！窓口で待たされる！そんなあなたに・・・
- ◆納付“忘れ”や“遅れ”の心配がありません。  
あっ！うっかり納付期限が過ぎていた！そんな心配もいりません。
- ◆手数料はかかりません。
- ◆ゆとりある納付期日で安心  
口座振替を利用しない場合に比べて第 1 期分納付期日が約 2 か月延長されます。

<口座振替納付日>

納期	全期・第 1 期	第 2 期	第 3 期
口座振替による納付日	9 月 6 日	11 月 14 日	2 月 14 日
通常の納期限	7 月 10 日	10 月 31 日	1 月 31 日
金融機関への申込締切日	申込終了	8 月 14 日	10 月 11 日

※当該日が、土曜日、日曜日及び祝日に当たるときは、その翌日が期日となります。  
※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振り替えとなります。

### 2, 口座振替の申込手続



詳細はこちら <http://www.mhlw.go.jp/buna/roudoukijun/hokenryou/>

# 11年連続就職率100%！ 女子も活躍！

## 平成30年度「県立IT短大」入学生募集について(推薦入学)

県立産業技術短期大学校（県立IT短大）では、産業界の即戦力となるIT技術者を育成しています！女性も多数在籍しています！

企業から高く評価されている就職に有利な国家資格（基本情報技術者試験）に、在校生の60%以上が合格しています！ ※全国合格率20%程度

さらに、平成29年度から、各科の2年次に、企業が求める新技術（IoT、ビッグデータ）を学べる選択コースを開設します！！（定員は各5名）



### 1 募集内容について

募集施設	募集訓練科（募集定員）
茨城県立産業技術短期大学校（県立IT短大） 水戸市下大野町 6342 TEL 029-269-5500 <a href="http://www.ibaraki-it.ac.jp/">http://www.ibaraki-it.ac.jp/</a>	情報システム科（10人）／情報処理科（10人）

### 2 選考方法について ※詳細についてはお問い合わせください。

項目	内容
応募資格	<b>高等学校長・中等教育学校長推薦</b> 高等学校又は中等教育学校を平成29年度に卒業又は卒業見込みの者で、次のいずれにも該当する者 ① 高等学校長又は中等教育学校長から推薦された者 ② 本校の入学を専ら志願し、合格した場合入学することを確約できる者 ③ 次のいずれかに該当する者 ・ 調査書の全体の評定平均値が3.0以上である者 ・ 基本情報技術者試験またはITパスポート試験に合格している者
	<b>特別推薦</b> 高等学校又は中等教育学校を卒業若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、次のいずれかに該当する者 ① 事業主推薦 ・ 茨城県内の事業所に勤務する者（内定者を含む）で、概ね25歳以下の者で、本校を卒業後も継続して雇用を保証される者 ② 大学・短期大学等学長（校長）推薦 ・ 大学、短期大学及び専修学校の専門課程又はこれらに準ずる学校等を平成30年3月に卒業見込みの者 ③ 高等学校等既卒者自己推薦 ・ 概ね25歳以下の者で、本校の目的と希望する学科の特色を理解し、自ら強い学習意欲を持ち入学を希望する者
選考試験	<b>高等学校長・中等教育学校長推薦</b> ・ 受付期間 平成29年 9月4日(月)～平成29年10月4日(水) ・ 選考日 平成29年10月11日(水) ・ 合格発表 平成29年10月18日(水) ・ 選考内容 数学I（基本情報技術者試験合格者は適性検査）、面接及び出願書類
	<b>特別推薦（事業主推薦を除く）</b> ・ 受付期間 平成29年12月21日(木)～平成30年1月19日(金) ・ 選考日 平成30年1月27日(土) ・ 合格発表 平成30年2月2日(金) ・ 選考内容 数学I（基本情報技術者試験合格者は適性検査）、面接及び出願書類 ※特別推薦（事業主推薦）については、上記期間によらず、随時相談に応じます。

茨城県ものづくり人材育成ブログ（茨城県職業能力開発課公式ブログ） <http://blog.livedoor.jp/shokunoibaraki/>  
 茨城県立産業技術短期大学校ホームページ <http://www.ibaraki-it.ac.jp/>

# いばらき名匠塾・在職者訓練について

～ 技能人材の育成をサポートします ～

県内5つの県立産業技術専門学院では、「指導員の確保が難しい」、「ノウハウがないので社員教育になかなか取り組めない」、「現在の社内教育をさらに充実させたい」といったご意見に応えられるよう、企業等で就業中の皆さんを対象として各種技能講習を実施しています。是非、従業員の教育訓練にご活用ください。

## いばらき名匠塾

ものづくりマイスター（茨城県知事の認定）等の優れた技能者が、培ってきた高度で専門的な技術や技能を伝承する場として、「いばらき名匠塾」を実施しています。

【訓練コース】機械系職種（旋盤・フライス盤等）、金属加工系職種（構造物鉄工・溶接等）、電子技術系職種（電子・電気機器組立等）など

【対象者】中小企業等で働く中堅青年技能者（概ね20～30代）

【定員】各コース5名以内（各産業技術専門学院で1コース（筑西のみ2コース）実施）、定員30名

【訓練時間】48時間（訓練日は土日又は平日の夜等、希望に応じて調整します。）

【受講料】1人あたり2,980円

## 在職者訓練（スキルアップセミナー）

機械・電気・溶接・IT・新入社員研修など、4つのコースでお仕事に必要な技能習得をサポートします。

コース	講座の内容・実施例	定員	訓練時間	受講料
技能向上	電気工事士受験対策（筆記・技能）、ガス・アーク溶接講座、新入社員研修 など	1講座あたり	12～20時間程度	2,980円 ※労働安全衛生法に基づく講座は 2,750円
IT	機械・建築CAD講座、ホームページ作成講座 など	10～30名		
オーダーメイド	企業等の個別のご要望にお応えして計画実施します。まずは内容や日程（土日・夜間実施も可）をお聞かせください。 品質管理、ガス・アーク・ティグ溶接、機械加工（普通旋盤・フライス盤）、型枠施工 など	5～20名程度		
技能ブラッシュアップ	技能検定1・2級取得を目指すなど技能者のレベルアップを図ります。 普通旋盤作業訓練（日立）	3名程度		

### 【問い合わせ先】

- 商工労働観光部職業能力開発課（水戸市笠原町 978-6） TEL 029-301-3653
- 県立水戸産業技術専門学院（水戸市下大野 6342） TEL 029-269-2160
- 県立日立産業技術専門学院（日立市西成沢 3-9-1） TEL 0294-35-6449
- 県立鹿島産業技術専門学院（鹿嶋市林 572-1） TEL 0299-69-1171
- 県立土浦産業技術専門学院（土浦市中村西根番外 50） TEL 029-841-3551
- 県立筑西産業技術専門学院（筑西市玉戸 1336-54） TEL 0296-24-1714



# 水戸産業技術専門学院【総合実務科】受講生募集！！

## ～知的障害者の方を対象とした職業訓練～

**授業料無料(※)【募集人員：10名】**

※テキスト代、作業服代や傷害保険など個人的な費用については実費負担となります。

### 訓練内容

きめ細やかな指導により、OA実技を含む基礎学科、生活習慣の確立やコミュニケーション能力を高める社会適応訓練、販売・物流業務、清掃業務、介護業務等に関する知識・技能の習得し、就職を目指します。

★就職先の主な業種：製造業、清掃、販売、介護、事務補助 等

### 訓練期間

平成29年10月5日(木)～平成30年3月23日(金)まで【6ヶ月】

○ 訓練時間 8時30分から16時

### 訓練対象者(次のすべての要件を満たしている方)

- 軽度の知的障害者としての療育手帳を所持している方、又は公的機関でこれと同等と判断された方
- 公共職業安定所に求職申し込みを行っており、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けられる方
- 職業訓練を受講することに熱意を有し、就労意欲があり、職業的自立が可能と認められる方
- 自ら通学が可能で、集団生活及び職業訓練を受講するのに支障がないと認められる方

### 訓練実施場所・選考試験会場

茨城県立水戸産業技術専門学院 水府町校舎

所在地：水戸市水府町864-4（茨城県職業人材育成センター研修棟3階）

### 選考日程

- 募集期間 平成29年6月19日(月)～8月22日(火)
- 選考日 平成29年9月1日(金) 午前8時45分  
選考内容：小テスト(簡単な計算・読み書き)、軽作業(簡易作業及び適性検査)、面接(本人及び保護者)
- 合格発表日 平成29年9月8日(金) 午前9時

### その他

- 「受講指示者」には、雇用保険又は訓練手当が支給されます。
- 「支援指示者」には、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」が支給されます。  
詳細は、最寄りのハローワークへご相談ください。

### <問合せ先>

詳細については、水戸産業技術専門学院又は最寄りのハローワークへお問い合わせください。

茨城県立産業技術短期大学校併設 水戸産業技術専門学院 総合実務科(水府町校舎)

TEL：029-300-5221 FAX：029-300-5222 電話 http://www.ibaraki-it.ac.jp/gakuin/

# 平成 29 年度 職場意識改善助成金のご案内

所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進、所定労働時間の短縮、時間外労働の上限設定等を目的として、職場意識の改善のための研修や労働時間等の管理の適正化に資する設備等の導入等を実施し、労働時間の設定の改善に取り組む**中小企業事業主（※）**に支給します。

コース	職場環境改善コース	所定労働時間短縮コース	時間外労働上限設定コース	勤務間インターバル導入コース
対象事業主	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって月間平均所定外労働時間が10時間以上であること	特例措置対象事業場（※）で所定労働時間が週40時間を超え44時間以下の事業場を有する ※常時10人未満の労働者を使用する商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業	「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」に規定する限度時間（限度基準）を超える内容の時間外・休日労働に関する協定（特別条項）を締結している事業場を有する	休憩時間数が9時間以上で、所属する労働者の半数以上が対象となる勤務間インターバルを導入していない事業場を有すること
対象取組	A 労務管理担当者、労働者等への研修等 外部専門家によるコンサルティング、就業規則・労使協定等の作成・変更 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計等の導入・更新 等 B 労働能率の増進に資する設備等の導入・更新 ※原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません			左記A及びその他の勤務間インターバル導入のための機器等の導入・更新の事業
成果目標	a 年次有給休暇の年間平均取得日数を4日以上増加 b 月間平均所定外労働時間を5時間以上削減	週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下とする	延長した労働時間数を短縮して、限度基準以下の上限設定を行う	休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入する
評価期間等	事業実施承認日から平成30年2月15日までの3か月間を自主的に設定	事業実施承認日から平成30年2月15日までに取組を実施	事業実施承認日から平成30年2月15日までに取組を実施	事業実施承認日から平成30年2月15日までに取組を実施
支給額（「対象取組」の実施に要した費用の一部）	■上記成果目標のa、bともに達成 補助率3/4（上限額100万） ■a、bどちらか一方を達成 補助率5/8（上限額83万） ■a、bどちらも未達成 補助率1/2（上限額67万） ※「対象取組」がBの場合は、a、bともに達成した場合に支給	成果目標を達成した場合 補助率3/4（上限額50万）	成果目標を達成した場合 補助率3/4（上限額50万）	成果目標を達成した場合 補助率3/4 上限額は以下のとおり ■休憩時間11時間未満新規導入：40万 適用範囲の拡大等：20万 ■休憩時間11時間以上新規導入：50万 適用範囲の拡大等：25万
申請期限	平成29年10月16日（月）	平成29年12月15日（金）	平成29年12月15日（金）	平成29年12月15日（金）

上記のほか、終日、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む事業主を対象とした「テレワークコース」もあります。詳細はテレワーク相談センター（0120-91-6479）へお問い合わせください。

※**中小企業事業主**とは、「資本または出資の額」「常用労働者数」のいずれかが下表に該当する事業主です。

	小売業（飲食店を含む）	サービス業	卸売業	その他の業種
資本または出資の額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常用労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。

国の予算額に制約されるため、申請期限内に受付を締め切る場合があります。

詳細や支給申請については、茨城労働局雇用環境・均等室（TEL029-277-8294）へお問い合わせください。

# 労働関係法令違反があった事業所の 新卒求人は受け付けません！

新卒一括採用の慣行の中で、新卒採用時のトラブルは、職業生活に長期的な影響を及ぼす恐れがあります。

そこで、ハローワークでは、平成 28 年 3 月 1 日から、一定の労働関係法令違反があった事業所を新卒者等に紹介することのないよう、こうした事業所の新卒求人を一定期間受け付けないこととしました（以下、「不受理」という）。

## 不受理となる対象と不受理期間

### 不受理となる対象

平成 28 年 3 月 1 日以降、労働基準法などの労働関係法令の規定に違反し、是正勧告を受けたり、公表されたりした場合に、新卒者等<sup>(※1)</sup>であることを条件とした求人が不受理の対象となります。

### 1. 労働基準法と最低賃金法に関する規定

- (1) 1 年間に 2 回以上同一条項の<sup>(※2)</sup>  
違反については是正勧告を受けている場合
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業  
として公表された場合
- (3) 対象条項違反により送検され、公表され  
た場合



#### 不受理期間 A

法違反が是正されるまで  
+  
是正後 6 カ月経過するまで

#### 不受理期間 B

送検された日から 1 年経過するまで  
(是正後 6 カ月経過するまでは  
不受理期間を延長)

### 2. 男女雇用機会均等法と育児介護休業法に関する規定

- (1) 法違反の是正を求める勧告に従わず公表  
された場合



#### 不受理期間 A

法違反が是正されるまで  
+  
是正後 6 カ月経過するまで

※1 新卒者等の範囲は以下の通りです。

- ① 学校（小学校及び幼稚園を除く）、専修学校、各種学校、外国の教育施設に在学する者で、卒業することが見込まれる者
- ② 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学の職業訓練を受ける者で、修了することが見込まれる者
- ③ 上記新卒求人に応募できる①、②の卒業生及び修了者

※2 同一条項とは項レベルまで同一のものをいい、例えば、労働基準法第 37 条第 1 項を 1 年に 2 回以上違反している場合をいいます。

# 平成 29 年度 両立支援等助成金のご案内

※ 各コースの支給額のうち、<>内は、生産性要件を満たした場合の支給額です。詳しくは厚生労働省HP『生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます』をご参照ください。

## ① 事業所内保育施設コース

助成金の対象となる事業所内保育施設の新規計画の認定申請受付を停止しています。

新たに事業所内保育施設の設置等を行う場合は、企業主導型保育事業（内閣府）による助成制度の活用をご検討ください。◆問合せ先：公益財団法人 児童育成協会 両立支援事業部：03-5766-3801

## ② 出生時両立支援コース

男性が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組を行い、男性に一定期間の連続した育児休業を取得させた事業主に支給します。

	中小企業	中小企業以外
育児1人目	57万円 <72万円>	28.5万円 <36万円>
育児2人目以降	14.25万円<18万円>	

## ③ 介護離職防止支援コース

仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用を円滑にするための取組を行った事業主に支給します。

	中小企業	中小企業以外
介護休業の利用	57万円 <72万円>	38万円 <48万円>
介護制度の利用	28.5万円 <36万円>	19万円 <24万円>

※それぞれ1事業主2人まで支給（無期雇用者1人、有期契約労働者1人）

## ④ 育児休業等支援コース

### I 育児取得時・職場復帰時

「育児復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得、職場復帰させた**中小企業事業主**に支給します。

育児取得時	28.5万円<36万円>
職場復帰時	28.5万円<36万円>
育児取得者の職場支援の取組をした場合	19万円<24万円> ※「職場復帰時」に加算して支給

※1事業主2人まで支給（無期雇用者1人、有期契約労働者1人）

### II 代替要員確保時

育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた**中小企業事業主**に支給します。

支給対象労働者1人当たり	47.5万円<60万円>
支給対象労働者が有期契約労働者の場合	9.5万円<12万円>加算

<支給対象期間> 5年間 <支給人数> 1年度当たり10人まで

## ⑤ 再雇用者評価処遇コース

妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に支給します。

	中小企業	中小企業以外
再雇用1人目	38万円 <48万円>	28.5万円 <36万円>
再雇用2～5人目	28.5万円 <36万円>	19万円 <24万円>

※上記の額を、継続雇用6か月後・継続雇用1年後の2回に分けて半額ずつ支給

## ⑥ 女性活躍加速化コース

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組目標を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に支給します。

◎ 支給額（各コース1企業1回限り）

	中小企業 (注)	中小企業以外
【加速化Aコース】 ※取組目標達成時	28.5万円<36万円>	-
【加速化Nコース】 ※数値目標達成時	28.5万円<36万円>	-
女性管理職比率が基準値以上に上昇	47.5万円<60万円>	28.5万円<36万円>

(注) 中小企業：本コースでは産業に関わりなく常用労働者数300人以下の企業をいいます

ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。

申請総額が予算額を超過した場合や申請状況により予算額が不足することが見込まれる場合は、予算の範囲内において支給します。

詳細や支給申請については、茨城労働局雇用環境・均等室（TEL029-277-8294）へお問い合わせください。

がんばるあなたをハローワークが応援します !!

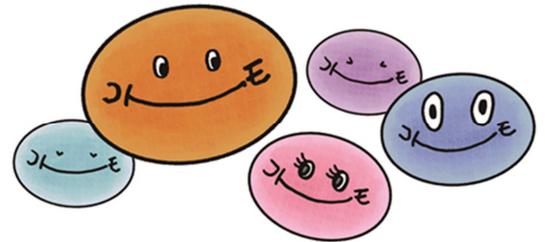
平成29年8月  
実施!

# 出張ハローワーク! ひとり親全力サポートキャンペーン

児童扶養手当の現況届提出期間に、市役所等に  
ハローワークの臨時窓口を設置します!

「仕事を探しているが、見つからない」等お仕  
事についての相談ができます。

普段は忙しくてハローワークに来ることができないお父さん、お母さんは  
ぜひ相談にお越しください。



正社員求人もご用意しています!

## ○臨時窓口開設日時

市役所等にハローワークの臨時窓口を設置する日時は各自治体により異なります。

※8月中1回~数回程度の開設になります。

## 窓口設置地方自治体 (※平成29年6月現在の予定です)

ハローワーク水戸	水戸市、ひたちなか市、那珂市
ハローワーク日立	日立市
ハローワーク筑西	筑西市、結城市、桜川市
ハローワーク下妻	下妻市
ハローワーク土浦	つくば市、かすみがうら市、阿見町
ハローワーク古河	古河市
ハローワーク常総	常総市、守谷市
ハローワーク石岡	石岡市、小美玉市
ハローワーク常陸大宮	常陸大宮市、常陸太田市
ハローワーク龍ヶ崎	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、稲敷市
ハローワーク高萩	高萩市、北茨城市
ハローワーク常陸鹿嶋	鹿嶋市、神栖市、銚田市、潮来市

※詳細はお住まいを管轄するハローワークにお問い合わせください。

# 労使一体となって計画的に 年次有給休暇を取得しよう



働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？



土日・祝日に年次有給休暇を  
組み合わせて、連休を実現する  
「プラスワン休暇」。

労使協調のもと、年次有給休暇を  
組み合わせて、3日(2日)+1日以上  
の休暇を実施しましょう。

2017年7月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24/31	25	26	27	28	29

Annotations: 14 is circled in blue with '+1' and 'プラスワン休暇'. 17 is circled in pink with '海の日'. 15 and 16 are circled in blue.

## 年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しませんか？

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が5.3ポイント高くなっています(平成26年)\*。この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。\*就労条件総合調査

### 1) 導入のメリット

事業主

労務管理がしやすく計画的な  
業務運営ができます。

従業員

ためらいを感じずに、  
年次有給休暇を取得できます。

### 2) 導入例

例えば、2017年の夏季休暇に導入すると？

年次有給休暇を土日、夏季休暇と  
組み合わせて、連続休暇に。

計画的付与の年次有給休暇などと土日、夏季休暇と組み合わせて連続  
休暇にすることができます。また、  点囲みのような日に年次有給休暇を  
さらに組み合わせることで、大型連休にすることも可能です。

2017年8月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

Annotations: 10 is circled in blue with '+1' and '計画年休'. 11 is circled in pink with '山の日'. 13, 14, 15 are circled in pink with '夏季休暇'. 16 is circled in blue with '+1' and 'プラスワン休暇'. 12 and 13 are circled in blue.

### 3) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

### 4) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用

【お問合せ先】茨城労働局雇用環境・均等室 (TEL:029-277-8294)



## 労働委員会の窓から

平成 29年4月1日～平成 29年5月31日



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご利用ください。

### ❁ 今期の事件の状況



- ❁ **審査事件**（労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度）
  - ・・・当該期間中に新規申立てはありませんでした。係属中の事件は**2件**です。
- ❁ **調整事件**（労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度）
  - ・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。係属中の事件はありません。
- ❁ **個別あっせん事件**（労働組合に加入していない労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度）
  - ・・・当該期間中に新規申請が**1件**あり、当該期間中に終結しました。

#### 【新規・終結事件の概要】

事件名	業種	申請者区分	あっせん事項	終結状況
J事件	製造業	労働者	解雇撤回、職場環境の改善、差別的取扱いの是正等	被申請者のあっせんに応じない意思が明確になったため、あっせん打切りとして終結した。 (終結までの所要日数は、22日)





## お知らせ

### ● 個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会の実施について ●

茨城県労働委員会では、労働問題に関する豊富な知識と経験を有する労働委員（弁護士、学識経験者、労働組合役員、会社役員など）による **個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会** を下記のとおり実施する予定です。どうぞ、ご利用ください。

なお、相談には事前予約が必要です（9月上旬から受付を開始します）。

	日時	会場
第1回	10月1日（日）13:00～16:30	いばらき就職・生活総合支援センター2階 （水戸市三の丸1-7-41）
第2回	10月19日（木）17:00～19:00	県庁舎23階 茨城県労働委員会事務局 （水戸市笠原町978-6）
第3回	11月15日（水）17:00～19:00	県庁舎23階 茨城県労働委員会事務局 （水戸市笠原町978-6）

【対象者】県内に所在する事業所の労働者及び使用者（雇用形態は問いません）。

※ 詳細は、労働委員会事務局までお問い合わせください。



## 労働委員会講座

### 労働委員会事務局の担当業務について

労働委員会事務局では、下記の業務を担当しております。何かございましたらお気軽にお尋ねください。

<b>総務調整課</b>	ア 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関すること。 イ 個別的労使紛争のあっせんに関すること。 ウ 争議行為の発生届出の受理に関すること。 エ 公益事業に係る争議行為の予告通知の受理に関すること。 オ 労働争議の実情調査に関すること。
<b>審査課</b>	ア 労働組合の資格審査に関すること。 イ 不当労働行為の審査に関すること。 ウ 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定告示に関すること。



【お問い合わせ先】;

茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

TEL029-301-5563（総務調整課）、029-301-5568（審査課）

E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudou/index.html>

～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

# 戦略分野雇用創造促進事業のご紹介

県では、今年度から国の補助事業「地域活性化雇用創造プロジェクト」を活用し、今後成長が見込まれる戦略分野として位置づけている製造業・情報通信業を対象とした安定的な正規雇用の創出に取り組んでいます。

## 戦略分野雇用創造促進事業とは

離職者、大卒未就職者、非正規雇用の在職者などの求職者の方を対象に1ヶ月間、社会人として必要なビジネスマナー等の基礎研修を実施した後、3ヶ月間支援企業対象業種の企業※において、実務研修を行い、正規雇用での就職を促進します。

### ※支援企業対象業種

下記の分野に関連した製造業及び情報通信業

次世代自動車分野、環境・新エネルギー分野、健康・医療機器分野、食品分野、次世代技術分野、情報通信分野

## 利用方法等

正社員で就職したい、正規社員を雇用したい場合は、下記問い合わせ先にお気軽にご連絡ください。

(委託先) 県央地区・前期

アデコ株式会社水戸支店  
水戸市三の丸1-4-7 3水戸三井ビル3F  
電話: 029(302)3040

(委託先) 県南地区・前期

セキショウキャリアプラス株式会社  
つくば市二の宮1-23-9インテリオビル2F  
電話: 029(860)5080

茨城県商工労働観光部労働政策課雇用促進対策室

電話: 029-301-3645

# いばらき就職・生活総合支援センターのご案内

就職を目指す皆さんに、就職や生活の安定に関する支援・相談を行い、総合的にサポートいたします！



## ■就職支援 (TEL029-300-1916・029-300-1715)

- 相談時間 ▶ いばらき就職・生活総合支援センター 平日 9:00~20:00 土日 9:00~17:00  
 ▶ 各地区就職支援センター 平日 9:00~16:00
- 相談内容 ▶ 職業紹介, 求人情報の紹介・提供  
 ▶ カウンセリングや適性診断, 各セミナーの実施など

## ■労働相談 (TEL029-233-1560)

- 相談時間 ▶ いばらき労働相談センター (いばらき就職・生活総合支援センター内)  
 平日 9:00~20:00 (相談受付は 19:30 まで)  
 土日 10:00~16:00 (相談受付は 15:30 まで)
- 相談内容 ▶ 労働条件, 採用, 解雇, 賃金不払い, 職場でのいじめ, パワハラ, セクハラなどに関する労働相談  
 ▶ 各地区で面接による相談を希望する場合は, センターの相談員が日程調整の上, 出張面談を行いますので, 事前にご連絡ください (出張面談を行う場所は, 各地区就職支援センター内となります)。

## ■生活支援 (TEL029-232-1245)

- 相談時間 ▶ いばらき就職・生活総合支援センター 月・水・金 10:00~16:00
- 相談内容 ▶ 生活福祉資金など貸付制度に関する相談, 生活保護などの要件や手続きに関する相談, 県営住宅や雇用促進住宅の情報提供や入居手続きに関する相談など



# 8月・11月は、いばらきワーク・ライフ・バランス推進

## キャンペーン期間です！

### ～企業・団体の皆様のワーク・ライフ・バランス取組宣言大募集！～

いばらきワーク・ライフ・バランス推進協議会(経営者団体、労働団体、行政機関で構成)では、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けて、8月第4金曜日(8月25日)・11月第3水曜日(11月15日)に「県内一斉ノー残業デー」を、11月7日～13日に「休暇取得キャンペーン」を実施します。

皆様のご協力をお願いします。

～ 「いばらきワーク・ライフ・バランス推進取組宣言書」募集！ ～

企業・団体の皆様から取組を宣言する「いばらきワーク・ライフ・バランス推進取組宣言書」を募集します。宣言を提出し、働きやすい職場づくりに共に取り組みましょう！

#### 【募集期間】

平成29年7月3日(予定)～11月30日

#### 【宣言の例】

- ・8月25日(県内一斉ノー残業デー)は定時退社に取り組みます。
- ・11月15日(県内一斉ノー残業デー)は定時退社に取り組みます。
- ・11月7日から13日の間に休暇取得促進に取り組みます。
- ・11月に育児や介護の両立支援制度について、従業員に説明する機会を設けます。etc.

※ 自社の実情に合わせた内容で結構です。

※ 宣言書用紙等の詳細はあってホームページ等で公表します。

#### 【応募者特典】

- ・県ホームページで取組をご紹介します。
- ・社内啓発用ポスターを差し上げます。



#### ★ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和) 推進のメリット★

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)とは、「仕事」と「生活」(家事や育児、趣味や自己啓発など仕事以外の時間)との調和がとれていて、どちらも充実していることです。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組は、「有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高める」、「業務の見直しなどにより、生産性向上につなげることができる」と言われています。

(男女共同参画会議仕事と生活の調和に関する専門調査会報告より)

#### 〈お問い合わせ先〉

いばらきワーク・ライフ・バランス推進協議会事務局

茨城県商工労働観光部労働政策課労働経済・福祉グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

TEL 029-301-3635 FAX 029-301-3649 Email rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/wlbtop.html> 「茨城県 WLB」で検索！

\* いばらきワーク・ライフ・バランス推進協議会は、茨城県・茨城労働局・県内経済4団体・連合茨城・茨城県市長会町村会で構成され、本県のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、官民連携して取り組んでいる団体です。



# 勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！

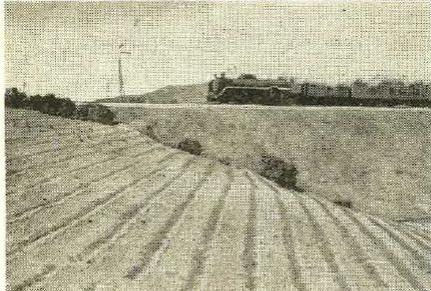
茨城県では、中央労働金庫と提携し勤労者の方に必要な生活資金を低利で融資する制度を設けています。

	勤労者緊急生活資金融資制度	失業者等緊急生活資金融資制度
対象者	県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方	県内に1年以上居住又は勤務していた方で、次のいずれかに該当する方 ○失業後6ヶ月以内で求職活動をしている方(ただし、雇用保険の受給資格があることが条件となります) ○勤務先から給料の遅配又は欠配を受けている方
使途	○冠婚葬祭費用(挙式、新婚旅行、葬式、墓地購入、成人式等) ○医療費(病気・入院手術、出産、歯科矯正等) ○教育(保育園・各種学校・塾を含む子どもの学校の入学資金、授業料等) ○災害・交通事故のため必要となった資金 ○転居費用	○日常生活に必要な生活資金
融資額	100万円以内	50万円以内
利率	年利1.7%(別途保証料0.7%)	年利1.2%(別途保証料0.7%)
返済	5年以内(6ヶ月以内の元金据置期間を含む)	
その他	融資利率は、平成29年4月1日現在の利率です。予告無く変更する場合があります。審査に必要な書類等は下記までお問い合わせください。	

<お借入申込み>中央労働金庫県内各支店 <お問い合わせ>中央労働金庫茨城県本部 (Tel:029-221-4181)  
茨城県労働政策課 (Tel:029-301-3635)

(第144号) THE IBARAKI RODO (昭和36年12月25日(2))

## 特集 勤労世帯の消費生活



勤労世帯の消費生活は、近年ますます多岐にわたるようになってきた。その中で、現在放送中の「ひよっこ」に近い、昭和の時代が垣間見える記事を見つけたので、その一部をご紹介します。

戦後の高度経済成長と共に歴史を刻んできた茨城労働Seed。働く人々に様々な情報を発信する大事な役割を担ってきたのではないかと、気付かされるひと時でした。

### 収入が高くなるほど 教養、娯楽は盛ん

収入が高くなるほど、教養、娯楽は盛んになる。これは、昭和の時代、勤労世帯の消費生活の大きな特徴の一つであった。収入が増えるにつれて、読書、旅行、娯楽施設の利用など、生活の質が向上していった。これは、戦後の高度経済成長の賜である。勤労者も、生活の質を向上させるために、収入を増やす努力を怠らなかった。その結果、収入が高くなるほど、教養、娯楽は盛んになった。これは、勤労世帯の消費生活の大きな特徴の一つであった。

### 着物も新調四八%

「インスタント」若い人を人気にする。着物の新調率は、昭和36年の調査で、四八%に達した。これは、戦後の高度経済成長の賜である。勤労者も、生活の質を向上させるために、収入を増やす努力を怠らなかった。その結果、収入が高くなるほど、着物の新調率は向上した。これは、勤労世帯の消費生活の大きな特徴の一つであった。

### テレビの使用七四%

無尽や株は低調。テレビの使用率は、昭和36年の調査で、七四%に達した。これは、戦後の高度経済成長の賜である。勤労者も、生活の質を向上させるために、収入を増やす努力を怠らなかった。その結果、収入が高くなるほど、テレビの使用率は向上した。これは、勤労世帯の消費生活の大きな特徴の一つであった。

### 消費革命の所得

消費革命の所得は、昭和36年の調査で、七四%に達した。これは、戦後の高度経済成長の賜である。勤労者も、生活の質を向上させるために、収入を増やす努力を怠らなかった。その結果、収入が高くなるほど、消費革命の所得は向上した。これは、勤労世帯の消費生活の大きな特徴の一つであった。

「茨城労働 Seed」  
700号発行にあたり

茨城労働 Seed は昭和二十五年一月創刊となっております。残念ながら、第一号を発見することはできませんでしたが、その中で、現在放送中の「ひよっこ」に近い、昭和の時代が垣間見える記事を見つけたので、その一部をご紹介します。

戦後の高度経済成長と共に歴史を刻んできた茨城労働 Seed。働く人々に様々な情報を発信する大事な役割を担ってきたのではないかと、気付かされるひと時でした。

茨城労働 Seed 7月号 第700号 平成29年7月発行  
茨城県商工労働観光部労働政策課 〒310-8555 水戸市笠原町978番6  
TEL 029-301-3635  
<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>